

所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止する旨の公告
下記 2 の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第 15 号）第 17 条の規定により、所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止したので、同条後段の規定により、公告する。

令和 7 年 1 月 7 日

山形地方法務局酒田支局 登記官 今井元弘
記

手続番号	表題部所有者不明土地に係る所在事項
第 3905-2023-0004 号	酒田市浜田一丁目 15 番 19
第 3905-2023-0005 号	酒田市浜田一丁目 15 番 21
第 3905-2023-0006 号	酒田市浜田一丁目 17 番
第 3905-2023-0007 号	酒田市浜田一丁目 17 番 12